

70歳以上の皆さんへ 平成30年8月から 高額療養費の 自己負担限度額が 変わります！

●高額療養費制度ってなに？

お医者さんの窓口で支払った額が、ひと月(月の初めから終わりまで)で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を中建国保が支給するものです。

●今回の変更のポイント

〈ポイント1〉
現役並み所得区分が3つに細分化され、限度額が引き上げられます。

〈ポイント2〉
一般区分の外來の自己負担限度額が、ひと月1万8000円に引き上げられます。ただし、年間上限額は引き続き14万4000円となります。

■平成30年7月まで

所得区分	外來 (個人ごと)	高齢世帯合算 (入院含む)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当44,400円]
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 [多数該当44,400円]
低所得者	II	24,600円
	I	15,000円
特定疾病 認定者		10,000円

■平成30年8月から

所得区分	外來 (個人ごと)	高齢世帯合算 (入院含む)
現役並み 所得者	III 課税所得 690万円 以上	252,600円 +(医療費-842,000円) ×1% [多数該当140,100円]
	II 課税所得 380万円 以上	167,400円 +(医療費-558,000円) ×1% [多数該当93,000円]
	I 課税所得 145万円 以上	80,100円 +(医療費-267,000円) ×1% [多数該当44,400円]
一般	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 [多数該当44,400円]
低所得者	II	24,600円
	I	15,000円
特定疾病 認定者		10,000円

- ※「多数該当」とは過去12か月のうち高額療養費が3回以上支給されているとき、4回目以降は自己負担限度額が減額されることをいいます。
- ※「1%」とは、高額療養費の算定対象となった医療費の1%をいいます。
- ※月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度へ移行する場合、移行した月の自己負担限度額は上記金額の2分の1になります。
- ※高額介護合算療養費の自己負担限度額も変更になります。詳しくは便利帳36頁をご確認ください。

●70歳以上の方が 医療機関にかかる 際の持ち物

- 〔必要なもの〕
- ・ 保険証
- ・ 高齢受給者証

- 〔所得区分によって必要なもの〕
- ・ 低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」
- ・ 現役並みII・現役並みIの方は、「限度額適用認定証」

※現役並みII・現役並みIの方が医療機関の窓口で「限度額適用認定証」の提示を忘れた場合、現役並みIIIの自己負担限度額となります。ただし、申請により後日払いをうけられます。

